

第3期介護給付適正化計画に関するアンケート調査結果（概要）

	平成29年度調査	(参考) 平成28年度調査
調査目的等	<p>◆ 平成28・29年度共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係る進捗状況、自己評価及び課題等についてアンケート調査を実施し、各保険者の行う進捗管理を支援する。 これまでの第3期計画の見直し状況等。 <p>◆ 平成29年度新規項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業を実施するに当たっての各保険者のスタンス（方向性や規模感）等を把握する。</u> <u>事業の実施内容について指標となる項目の活用状況等。</u> <u>事業の効果検証のための指標や、次期計画を策定するに当たっての方向性等についての保険者としての考え。</u> 	
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 都内保険者（62区市町村） 平成28年度（平成28年4月から平成29年3月まで）の取組状況等及び平成29年度の取組予定等 	<ul style="list-style-type: none"> 都内保険者（62区市町村） 平成27年度（平成27年4月から平成28年3月まで）の取組状況等
調査時期	平成29年5月12日から 平成29年6月2日まで	平成28年5月20日から 平成28年6月10日まで
回収率	100%（全保険者から回収）	100%
結果の概要	別紙のとおり	

※出典は記載のない限り本調査結果及び平成28年度調査結果による。

適正化事業ごとの実施状況（平成28年度）

別紙

適正化事業	実施保険者数				実施率
	区部 (23)	市部 (26)	町村部 (13)	計 (62)	
ケアプラン点検	23	20	7	50	80.6%
住宅改修等点検（※1）	19	18	8	45	72.6%
縦覧点検・ 医療情報との突合（※2）	23	26	13	62	100.0%
介護給付費通知	22	26	11	59	95.2%
給付実績の活用	19	10	3	32	51.6%

- ※1 住宅改修及び福祉用具購入の点検は、支給実績がない場合は未実施として集計している。
- ※2 縦覧点検・医療情報との突合は、全保険者で国保連合会に委託し、一部の帳票について事業者への確認及び過誤処理を実施している。

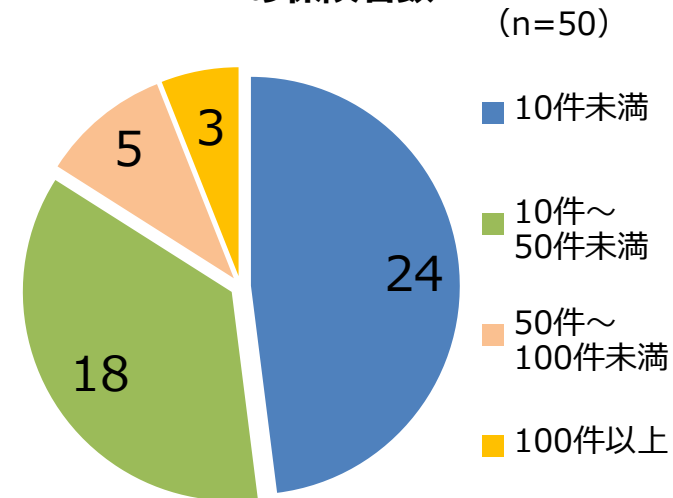
ケアプラン点検について

実施状況

- ケアプラン点検の実施率は平成24年度から徐々に上昇している。平成28年度における実施状況は50保険者で実施となっている（実施率80.6%）。
- 実施件数は28年度年間で10件未満及び10件～50件の保険者が多く、平均25.0件。

	平成28年度 (実施率)	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
市部 (26)	20 (76.0%)	20 (76.0%)	18 (69.2%)	16 (61.5%)	16 (61.5%)
町村部 (13)	7 (53.8%)	4 (30.8%)	5 (38.5%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)
計 (62)	50 (80.6%)	47 (75.8%)	46 (74.2%)	43 (69.4%)	43 (69.4%)

実施件数(平成28年度)別の保険者数



平均：25.0件

ケアプラン点検について

スタンス

(主なもの)

◆ 方向性

(目的)

- 自立支援に資するケアマネジメントの達成、介護支援専門員の「気づき」を促すことを目的とする保険者が多数。

(実施方法)

- 面談形式で実施する保険者が多いほか、地域包括支援センターや事業者連絡会等と連携した評価会形式・研修会形式での実施も少数ある。
- 一部、実地指導と併せた実施を採用する保険者もある。

(対象事例等の選定)

- 事業所や介護支援専門員を選定する場合、新規開設事業所や経験の浅い介護支援専門員を対象とする保険者が多い。
- その他、点検対象とするケアプランについて、事例やテーマ（特定のサービスの利用者、支給限度額に対する割合が高い利用者のプラン等）を設定して選定する方法など。

◆ 規模感

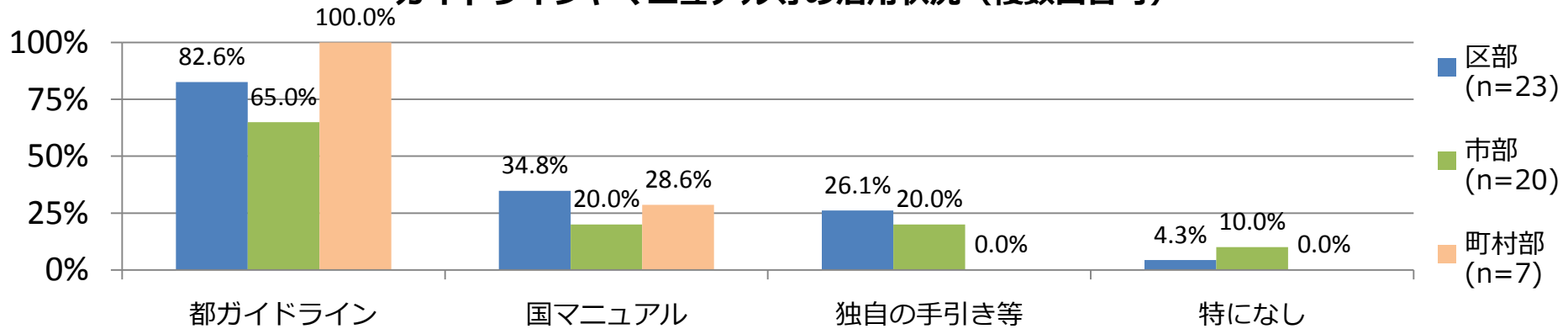
- 年間の実施回数や件数を定め、その範囲で点検を実施する保険者が多数。
- 一方、3年間で全事業所を一巡する、一定数以上の利用者がある事業所は毎年実施するなど、規模を設定して計画的に実施している保険者も一部ある。
- その他、管外の事業所に対する点検も含めた計画を立てて実施している保険者もある。

ケアプラン点検について

実施内容

事業の実施内容について指標となる項目①

ガイドラインやマニュアル等の活用状況（複数回答可）

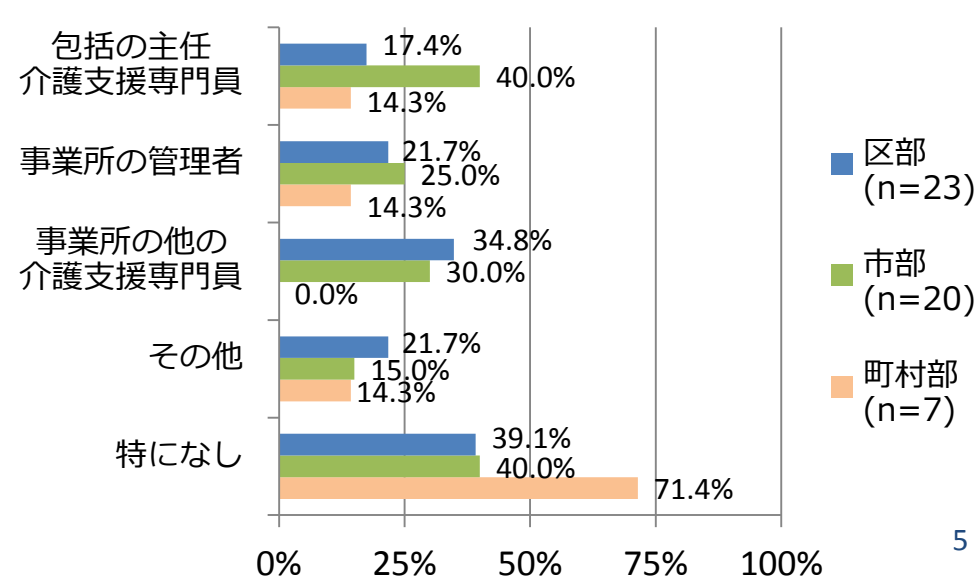
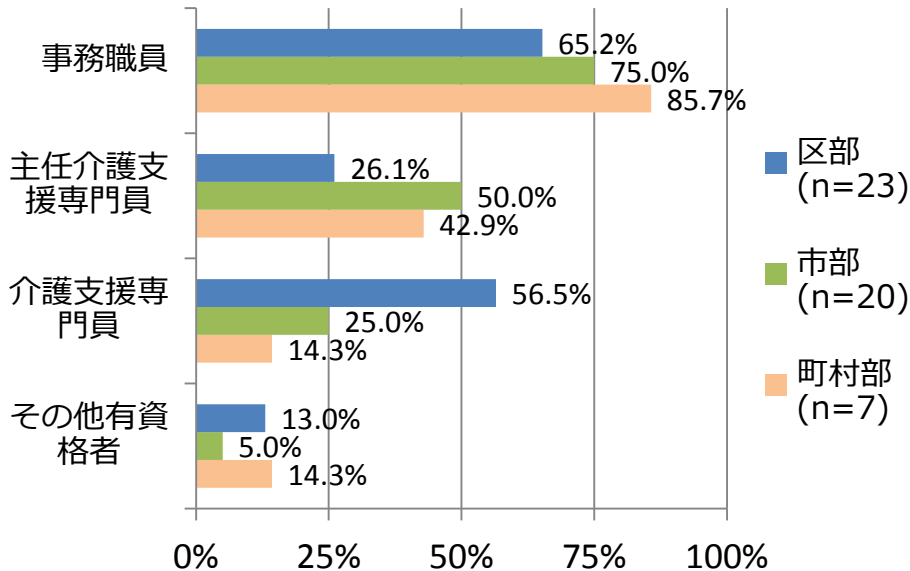


※都ガイドライン：「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」平成26年3月東京都

※国マニュアル：「ケアプラン点検支援マニュアル」平成20年7月厚生労働省

保険者側の主たる点検職員（複数回答可）

面談の同席者（複数回答可）



ケアプラン点検について

実施内容

事業の実施内容について指標となる項目②

※実施／未実施で回答（カッコ内は実施率）

※最も高い割合を網掛け表示

事業実施 保険者数	面談の場以外での 主任介護支援専門員の 活用（研修講師等）	介護支援専門員に 対する研修や連絡会等 の開催	国保連合会の 「ケアプラン分析 システム」の活用	点検結果等について 他の介護支援専門員 への情報提供
区部 (n=23)	6 (26.1%)	13 (56.5%)	5 (21.7%)	10 (43.5%)
市部 (n=20)	13 (65.0%)	12 (60.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)
町村部 (n=7)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)
計 (n=50)	22 (44.0%)	28 (56.0%)	11 (22.0%)	18 (36.0%)

効果

(主なもの)

- アセスメントの重要性の再確認等を通じて、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上につながっている。事例として、生活上の解決すべき課題や利用者の意向が読み取れるなど、自立支援に資するケアマネジメントの観点から改善されたプランが多く確認されるようになっている。
- 点検をきっかけとして、保険者や他の介護支援専門員との相談・協力体制が構築されている。
- 保険者と介護支援専門員との共通認識の構築につながっている。
- 主任介護支援専門員の点検を行う側としての能力向上につながっている。

ケアプラン点検について

課題

(主なもの)

- a. 保険者の知識向上。異動等も踏まえて、点検する側としての質の一定化。
- b. 点検対象となっていない介護支援専門員への趣旨等の周知。
- c. 点検後の実際のサービス提供への反映状況。
- d. 都ガイドラインを活用している場合、リ・アセスメント支援シートを作成する介護支援専門員の作業負担。リ・アセスシートに対する理解度の差。
- e. 利用者に対する介護保険制度全般を含めた趣旨等の周知。

対策

(主なもの)

- a. 研修等への継続的な参加。複数人体制での点検実施。
- b. 研修や連絡会、集団指導を活用した周知。点検の傍聴を認めて実施。
- c. 事業者へのヒアリングや実地指導を通じた確認。
- d. 要点を押さえた質問事項の再検討。「ケアマネジメントの質の向上研修会」を受講した介護支援専門員を対象とした点検の実施。
- e. 広報や給付費通知等を活用した周知。

効果検証の指標

(主なもの)

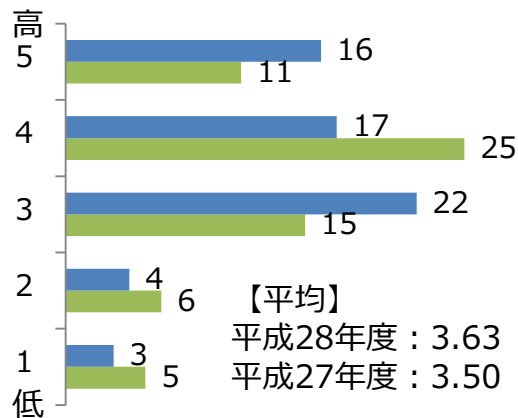
- 点検結果を対象事業所にフィードバックすることが重要。
- 点検後、一定期間においてケアプランを再度提出してもらうことや、利用者の回復又は悪化の見込みを踏まえた要介護状態等のモニタリング（悪化見込みの利用者の状態が維持された等）を実施することで、利用者の身体状況やケアプランの改善状況を確認。
- 点検を受けた介護支援専門員に対する、点検効果についてのアンケート調査の実施。

ケアプラン点検について

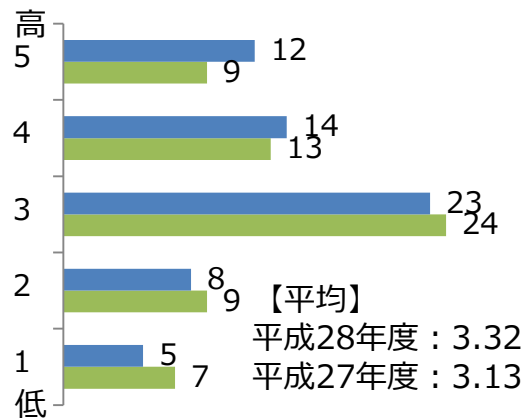
事業趣旨の理解度

■ 平成28年度 ■ 平成27年度

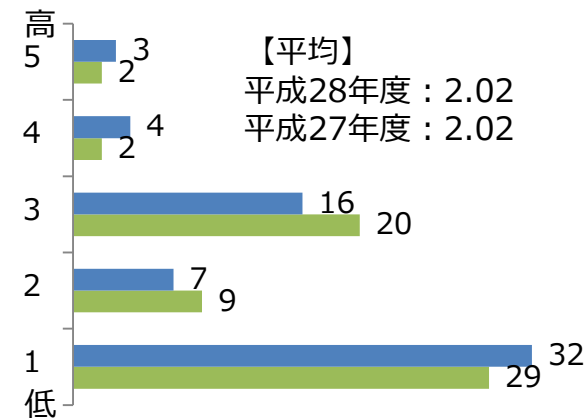
保険者



事業者



利用者



理解度

取組内容

- 会議や勉強会の実施を通じた情報共有。
- 研修や説明会等への参加。
- 点検担当者以外の点検への同席。
- 介護保険事業計画等への掲載及び進行管理。

- 連絡会や集団指導等を通じた情報提供及び点検への協力依頼。
- 研修等への介護支援専門員の推薦。
- 点検対象となっていない介護支援専門員等の点検への傍聴。

- 介護保険事業計画、広報媒体等を通じた周知。
- 介護支援専門員を通じた理解促進。
- 点検の結果を広く周知する方法を検討（運営推進会議の場でケアプランの必要性等を説明）。

ケアプラン点検について

指定権限の移譲を踏まえたケアマネジメントの質の向上のための取組

◆ 居宅介護支援事業所や介護支援専門員に対する研修や説明会等の実施

- ・ 介護支援専門員等への説明会や研修会を実施し、研修内容を充実させるなど、きめ細やかな連携や情報共有をとる。

◆ 主任介護支援専門員のさらなる活用

- ・ 主任介護支援専門員が更新制度になったことも加味し、主任介護支援専門員の活用の充実を図る。
- ・ 主任介護支援専門員の資質向上に資する研修を実施する。

◆ ケアマネジメント能力の均一化

- ・ ケアマネジメントの質の向上につながる情報を積極的に発信し、ケアマネジメント能力を均一化する。
- ・ 介護支援専門員の力量にバラつきがあるため、集団指導等でよくある指摘事項を提示する。

◆ その他

- ・ 保険者であり指定権者である責任を鑑み、ケアプラン点検を新たな視点から行う。
- ・ 居宅介護支援事業所と介護支援専門員とを一体的に管理することで、より効果的なケアプラン点検の実施に活用できる。
- ・ 居宅介護支援事業所に対する実地指導やケアプラン点検の結果、介護支援専門員から保険者への問合せ記録などから内容等を集積・分析し、発信していく。
- ・ 実地検査・調査を定期的の実施する。検査件数や調査件数を増加させる。
- ・ ケアプラン作成やサービス担当者会議への立会いを通じた現場確認を行う。
- ・ 地域包括支援センターと情報共有しつつ、経験の浅い介護支援専門員を集中的に支援する。

住宅改修等点検について

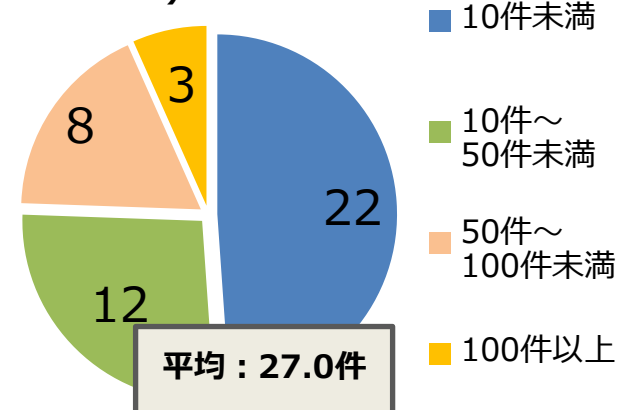
実施状況

- 住宅改修等点検の実施率は平成25年度から徐々に下降している。平成28年度における実施状況は住宅改修に係る調査が45保険者、福祉用具購入に係る調査が12保険者で実施。
- 住宅改修に係る訪問調査の実施件数は10件未満の保険者が多く、平均27.0件。

		平成28年度 (実施率)	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	住改	19 (82.6%)	20 (87.0%)	20 (87.0%)	21 (91.3%)	21 (91.3%)
	用具	4 (17.4%)	7 (30.4%)	9 (39.1%)	13 (56.5%)	10 (43.5%)
市部 (26)	住改	18 (69.2%)	22 (84.6%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	24 (92.3%)
	用具	7 (26.9%)	9 (34.6%)	10 (38.5%)	12 (46.2%)	13 (50.0%)
町村部 (13)	住改	8 (61.5%)	9 (69.2%)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	9 (69.2%)
	用具	1 (7.7%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)
計 (62)	住改	45 (72.6%)	51 (82.3%)	52 (83.9%)	54 (87.1%)	54 (87.1%)
	用具	12 (19.4%)	18 (29.0%)	21 (33.9%)	27 (43.5%)	24 (38.7%)

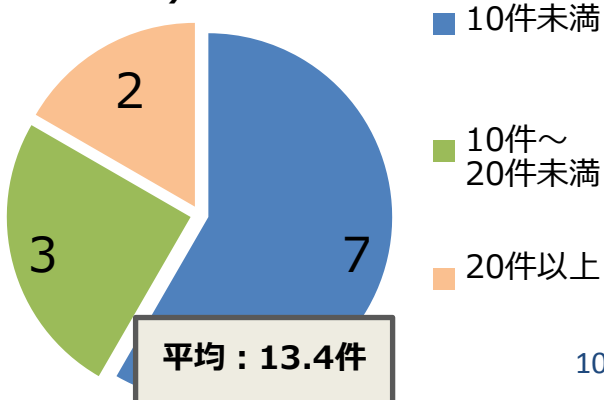
住宅改修訪問調査件数
(平成28年度)別の保険者数

(n=45)



福祉用具購入訪問調査件数
(平成28年度)別の保険者数

(n=12)



住宅改修等点検について

スタンス

(主なもの)

◆ 方向性

(住宅改修)

- ・ 訪問調査の目的として、利用者の身体状況や家屋の状況から、実態に合った改修内容となっているか確認することを挙げる保険者が多数。

(福祉用具)

- ・ 購入履歴や購入内容を確認した上で、その必要性等について調査する。

◆ 訪問調査の選定基準

(住宅改修)

- ・ 改修費用が高額なものや、事前申請段階（図面・理由書等）から疑義が生じたものに対して訪問調査を行う保険者が多数。
- ・ また、担当の介護支援専門員がいない場合や退院に向けた改修の場合等、一定の基準を決めた上での実施も少数ある。
- ・ 事業所を選定する場合、実績が少ない事業者の行う改修を調査する保険者もある。
- ・ 一部、独自の住宅設備給付（保険外サービス）と介護保険の住宅改修とを併用する場合に実施する保険者もある。

(福祉用具)

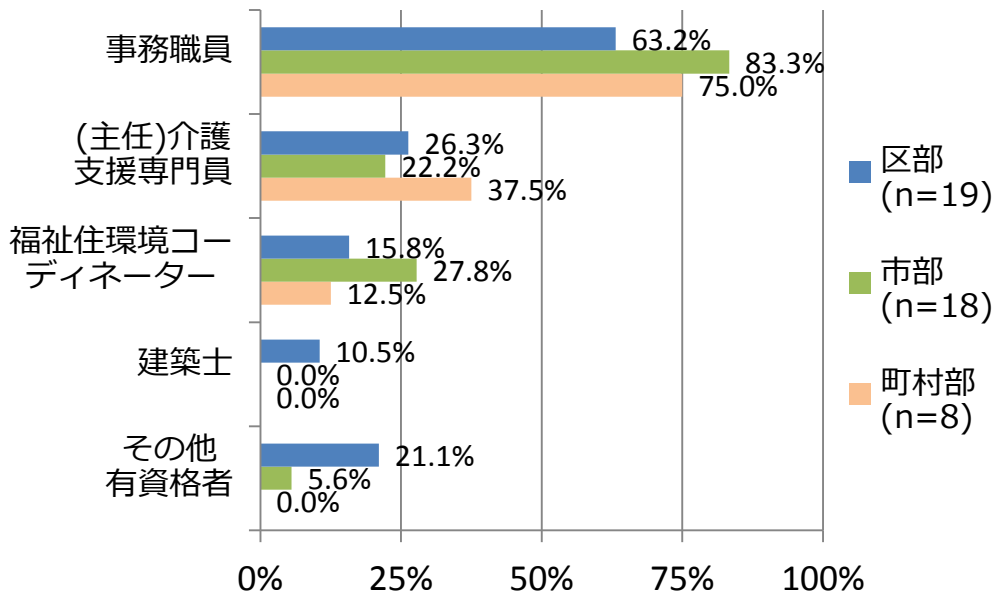
- ・ 複数商品の同時購入又は同一品目の再購入時に訪問調査を行う保険者が複数。
- ・ その他、電話による確認のみ実施（訪問調査は未実施）など。

住宅改修等点検について

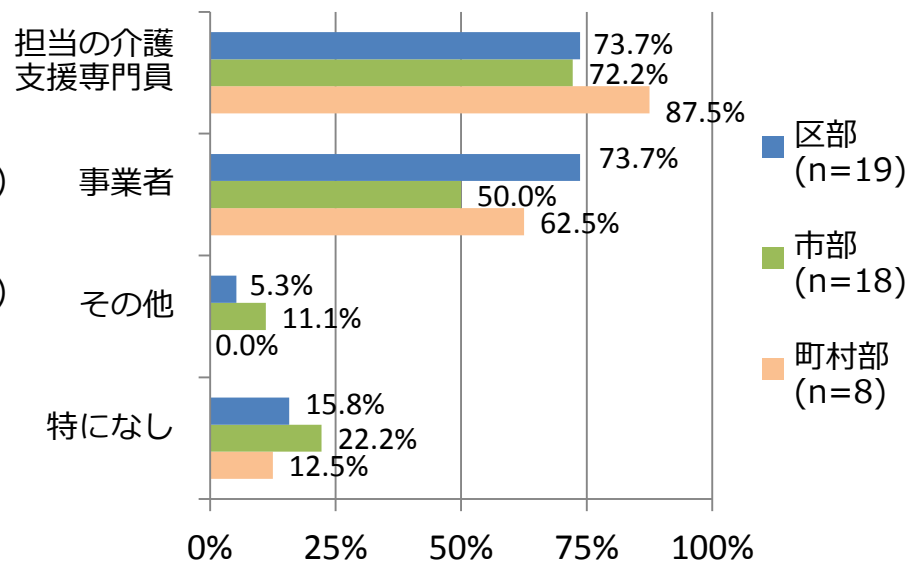
実施内容

事業の実施内容について指標となる項目① (住宅改修)

保険者側の主たる点検職員 (複数回答可)



調査の同行者 (複数回答可) ※本人及び家族を除く。



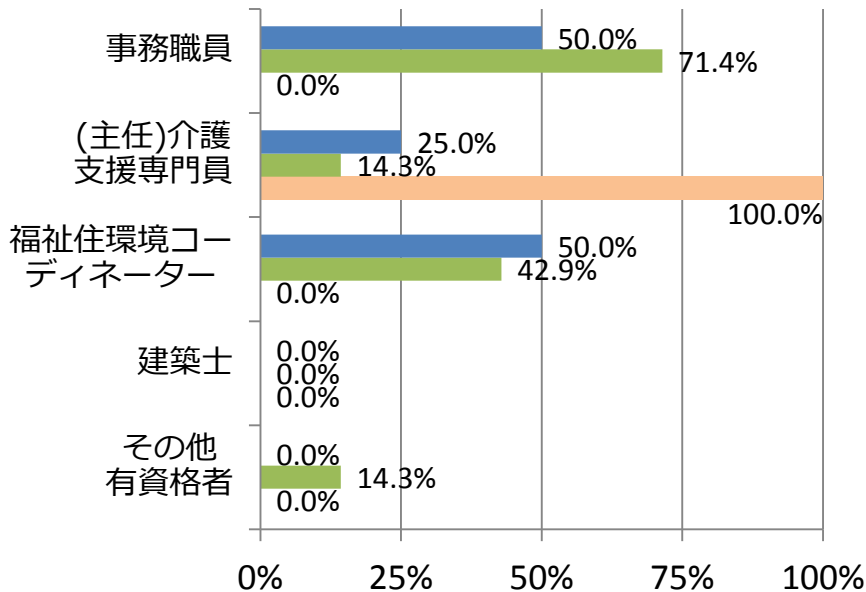
事業実施 保険者数	① 受領委任払いの導入	② ①のうち事業者の 登録制の採用	③ ②のうち登録にあつて 設ける要件
区部 (n=19)	18 (94.7%)	16 (84.2%)	10 (52.6%)
市部 (n=18)	17 (94.4%)	16 (88.9%)	5 (27.8%)
町村部 (n=8)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
計 (n=45)	37 (82.2%)	33 (73.3%)	15 (33.3%)

住宅改修等点検について

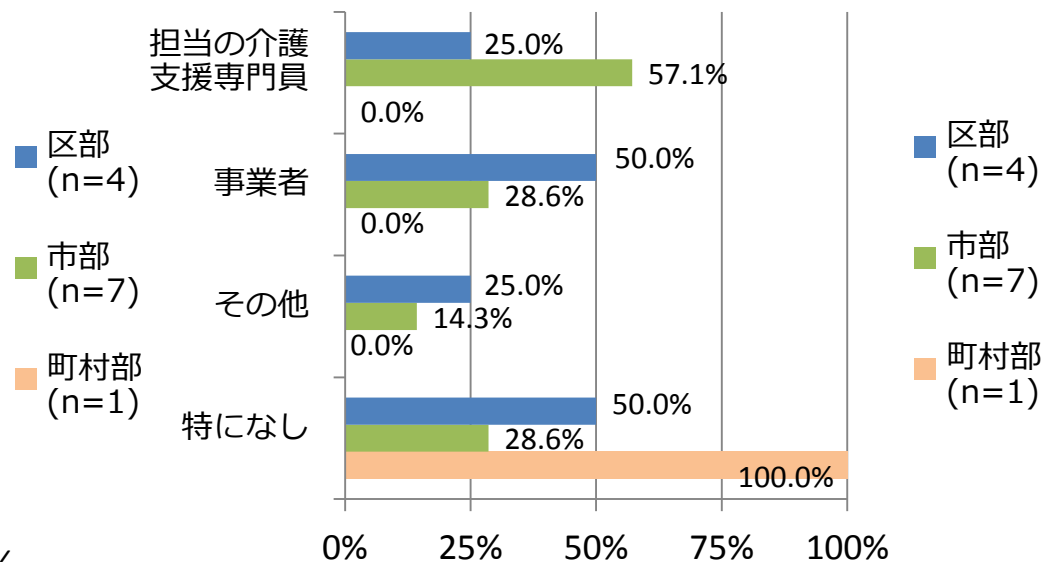
実施内容

事業の実施内容について指標となる項目② (福祉用具)

保険者側の主たる点検職員（複数回答可）



調査の同行者（複数回答可） ※本人及び家族を除く。



事業実施 保険者数	① 受領委任払いの導入	② ①のうち事業者の 登録制の採用	③ ②のうち登録にあつて 設ける要件
区部 (n=4)	3 (75.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
市部 (n=7)	6 (85.7%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)
町村部 (n=1)	0 (0.0%)		
計 (n=12)	9 (75.0%)	7 (58.3%)	3 (25.0%)

住宅改修等点検について

効果

(主なもの)

- 介護支援専門員も含めた事業者の適切な改修等に対する理解促進。
- 申請書類の不備等の防止・不備件数の減少につながっている。
- 事前申請から給付までの流れが円滑になり、日数をかけずに処理できている。
- 事業者に対するけん制効果につながっている。

課題

(主なもの)

- a. 職員の知識向上及び、異動等に伴うノウハウの引き継ぎが必要。
- b. 新規の事業所や一般の業者等、福祉系の実績が少ない業者に対する制度周知。
- c. 福祉用具購入に係る訪問調査の実施に至っていない。
- d. 類似の改修内容であっても改修金額が異なる場合の対応が課題。

効果検証の指標

(主なもの)

- 住宅改修等の給付後、一年以上経過した時点での事後調査を実施し、利用者の身体状況の変化等を確認する。
- 住宅改修後、利用者に対するアンケート（業者の選定を十分に検討したか、内容に納得しているか等）を実施。

対策

(主なもの)

- a. 研修会等の受講や複数人による訪問調査の実施。マニュアルやQ & Aの整備。
- b. 窓口における個別の説明以外に、ホームページ等を活用した周知を実施。
- c. 他の保険者の実施状況を参考に検討。
- d. 利用者や介護支援専門員に対して複数業者から見積りをとるよう促す。

住宅改修等点検について

事業趣旨の理解度

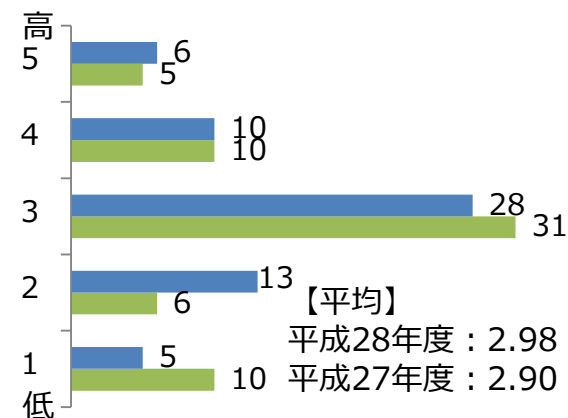
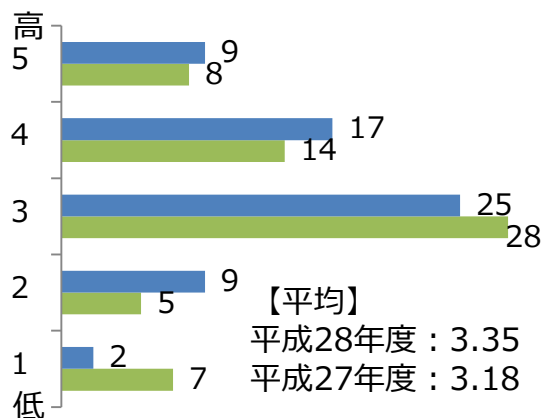
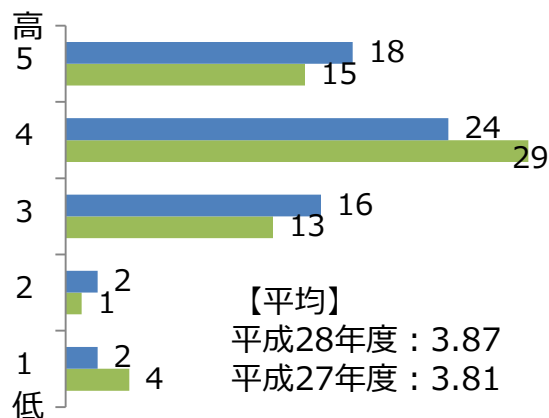
■ 平成28年度 ■ 平成27年度

保険者

事業者

利用者

理解度



取組内容

- 申請時及び調査時のチェックリストや事例ごとのQ & Aの作成。
- 勉強会等を通じた情報共有。
- 住宅改修や福祉用具に関連する講習会等の受講。

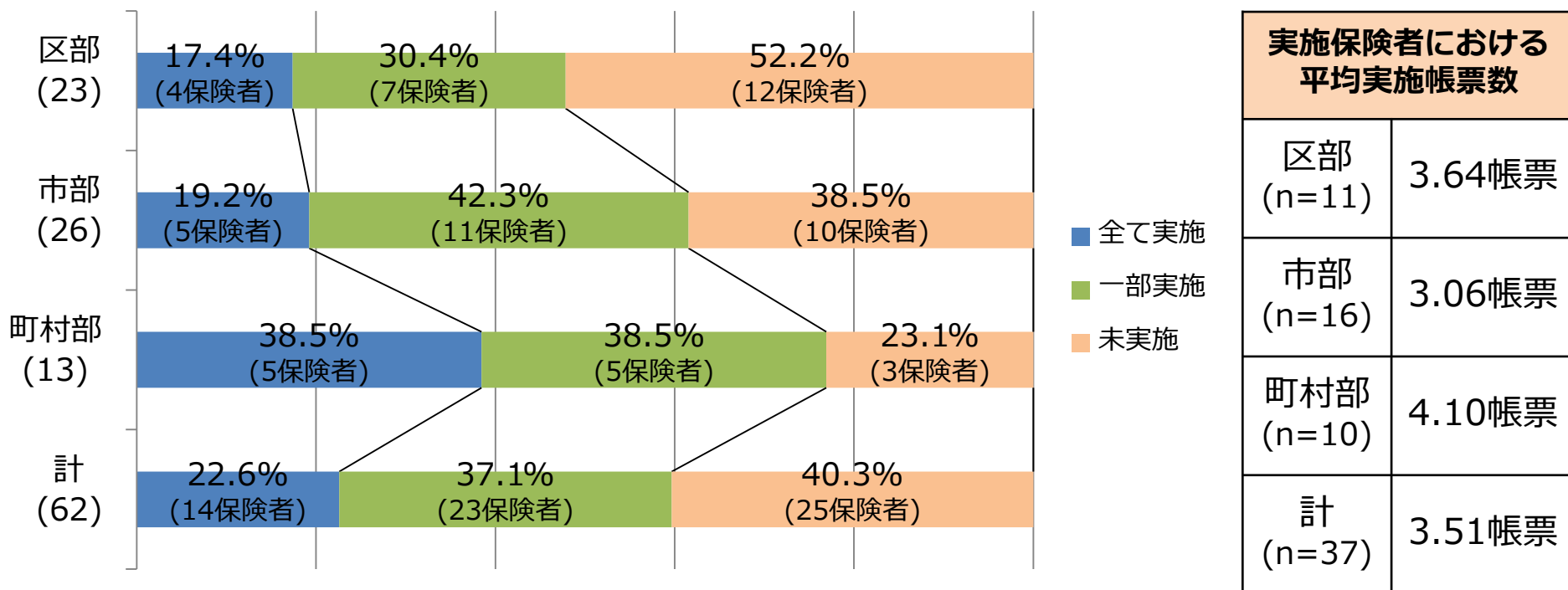
- 説明会や集団指導等を通じた周知。
- 事業紹介のほか、申請書や理由書の様式等も含めてホームページに掲載。
- 窓口や電話における問合せ時の対応。

- ホームページや利用者向け広報等を活用。
- 事業者や介護支援専門員、地域包括支援センターを通じた周知。

縦覧点検・医療情報との突合について

実施状況①

- 一部の帳票については全保険者で国保連合会への委託により過誤処理まで実施（※1）。
- 委託外の6帳票について、「実施」又は「一部実施」としている保険者の割合は全体で6割程度。実施保険者における平均実施帳票数は全体で3.51帳票（※2）。



※1 医療情報との突合及び下記の縦覧点検の帳票は、一部の情報を全保険者で委託により実施しているため集計対象外。

【国保連合会で過誤処理まで実施する縦覧点検の帳票】

居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限チェック一覧表、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表

※2 年度を通じて該当情報がなかったが、帳票を点検する体制が整っていた場合には「実施」として集計している。

縦覧点検・医療情報との突合について

実施状況②

- 委託外の6帳票では「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」や「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」の実施率が比較的高くなっている（※）。

※最も高い割合を網掛け表示

	要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	居宅介護支援再請求等状況一覧表	月途中要介護状態変更受給者一覧表	軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	独自報酬算定事業所一覧表
区部 (23)	8 (34.8%)	7 (30.4%)	6 (26.1%)	6 (26.1%)	7 (30.4%)	6 (26.1%)
市部 (26)	10 (38.5%)	6 (23.1%)	7 (26.9%)	6 (23.1%)	12 (46.2%)	8 (30.8%)
町村部 (13)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	5 (38.5%)	6 (46.2%)	9 (69.2%)	5 (38.5%)
計 (62)	26 (41.9%)	21 (33.9%)	18 (29.3%)	18 (29.3%)	28 (45.2%)	19 (30.6%)

※ 年度を通じて該当情報がなかったが、帳票を点検する体制が整っていた場合には「実施」として集計している。

縦覧点検・医療情報との突合について

効果

(主なもの)

◆ 実施保険者

- 過誤申立等による給付の適正化につながる。
他の事業よりも直接的な効果がある。
- 適正な報酬請求に関する保険者との共通認識の構築。請求誤りの再発防止効果。

◆ 未実施保険者

- 国保連合会のマニュアルにより、点検しやすい帳票の選定及び効率的な実施につながる。

課題

(主なもの)

- 点検に充てる人員体制の整備や異動に伴う引き継ぎの必要性、時間の確保。
- 効率よく点検する手法の確立。
- 点検項目を増やすなど、さらなる活用にあたってのノウハウの蓄積。

効果検証の指標

(主なもの)

- 過誤申立件数及び効果額。
※効果額: (過誤申立金額) - (再請求後の金額)
- ※「国保連合会介護給付適正化システム」では、「適正化等による申立件数・効果額」の帳票で、申立事由コード別に件数と効果額が確認できる。
- ※申立事由コードでは、「請求誤り」のほか、「適正化（縦覧点検）」のように適正化事業ごとにコードが設定されている。

対策

(主なもの)

- 勉強会等を通じた情報共有に加え、複数の人員が点検に取り組めるよう、所掌事務の分担の見直し等を図る。
- 他の保険者の取組を参考にする。過誤申立等に直結する帳票を選定し、重点的に取り組む。
- 国保連合会の研修の受講や、国保連合会のマニュアルの活用。

縦覧点検・医療情報との突合について

事業趣旨の理解度

■ 平成28年度

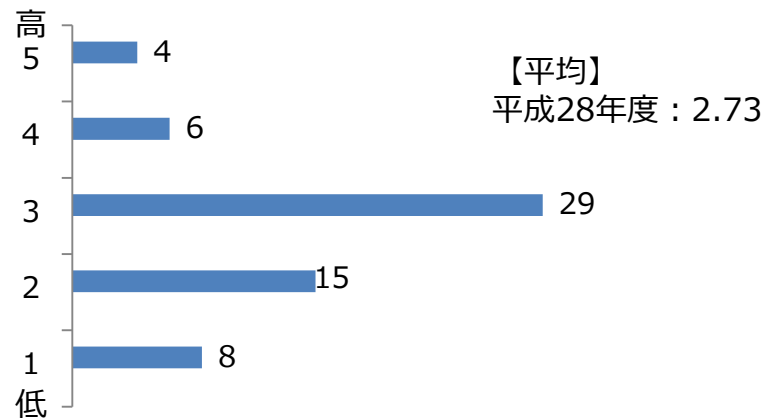
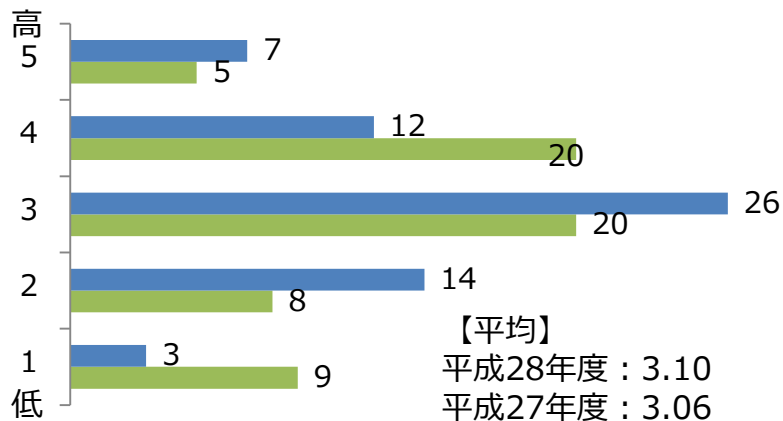
■ 平成27年度

※平成27年度については事業者の理解度に対する設問項目なし

保険者

事業者

理解度



取組内容

- 係内会議における点検結果報告等を通じた情報共有。
- 国保連合会の研修の受講等を通じた理解促進。

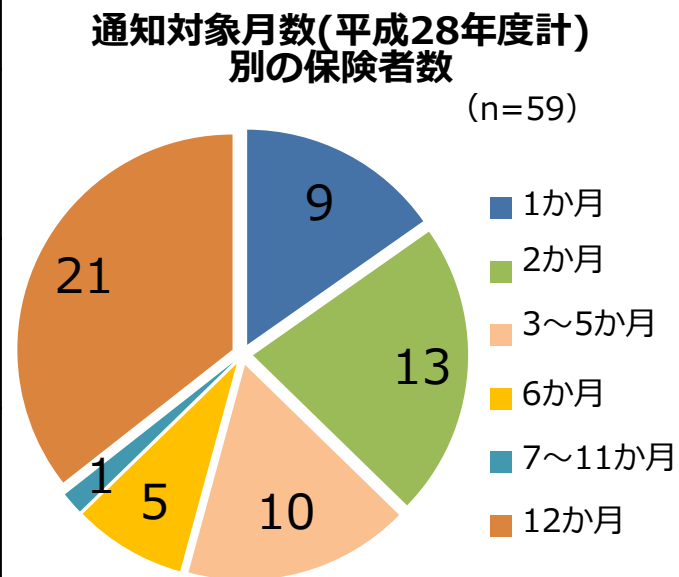
- 事業者連絡会や研修等の際に周知。
- 事業者への照会時に、国保連合会のマニュアルにも記載のある関連告示や通知等の根拠規定を丁寧に説明。その際、趣旨についても理解を求めている。

介護給付費通知について

実施状況

- 介護給付費通知の実施率は平成25年度から微増している。平成28年度における実施状況は59保険者で実施となっている（実施率95.2%）。
- 通知の対象月数は1年間分としている保険者が最も多く21保険者。次いで2か月分。

	平成28年度 (実施率)	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	22 (95.7%)	22 (95.7%)	22 (95.7%)	22 (95.7%)	22 (95.7%)
市部 (26)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)
町村部 (13)	11 (84.6%)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	9 (69.2%)
計 (62)	59 (95.2%)	56 (90.3%)	56 (90.3%)	55 (88.7%)	57 (91.9%)



介護給付費通知について

スタンス

(主なもの)

◆ 方向性

(目的)

- 利用者が自らのサービス内容や費用負担等を見直し、より適切なサービスの利用を促す機会とすることや、事業者の不正請求等の発見・予防につなげることを目的とする保険者が多数。
- また、利用者にとって分かりやすい通知になるよう、適宜工夫や見直しを行いながら推進するとしている保険者が多い。

(実施方法)

- 通知回数や対象月、対象者の絞込み状況等は保険者によって様々。
例：制度改正の前後2か月を対象月とする、施設サービス受給者を対象者から外す など

◆ 効果的に推進する上での課題や必要な見直し等

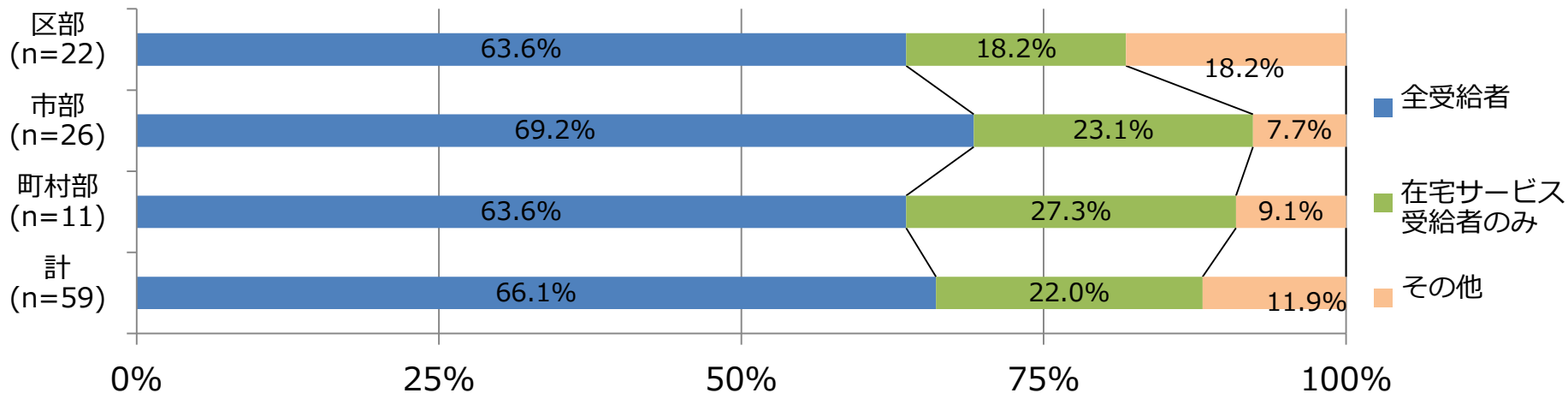
- 介護給付費通知は費用対効果が見えにくいとの指摘が多く挙がっている。このことを踏まえ、事業を効果的に推進する上での課題や見直しについて保険者に確認したところ、次のような意見があった。
- 医療保険における通知と異なり、高齢者が介護給付費通知の内容を理解することは難しいため、利用者本人以外へのアプローチが必要。
- 発送までの事務量や経費等と比較して効果が薄い。ただ利用者からのニーズや事業者へのけん制効果も一定数あるため、通知回数等の見直しについてバランスをとる必要がある。

介護給付費通知について

実施内容

事業の実施内容について指標となる項目①

通知対象者



事業実施 保険者数

国保連合会への委託状況

委託なし (自保険者で実施)

委託あり(通知書の情報提供まで)

委託あり(通知書の作成まで)

区部
(n=22)

19 (86.4%)

1 (4.5%)

2 (9.1%)

市部
(n=26)

23 (88.5%)

0 (0.0%)

3 (11.5%)

町村部
(n=11)

5 (45.5%)

1 (9.1%)

5 (45.5%)

計
(n=59)

47 (79.7%)

2 (3.4%)

10 (16.9%)

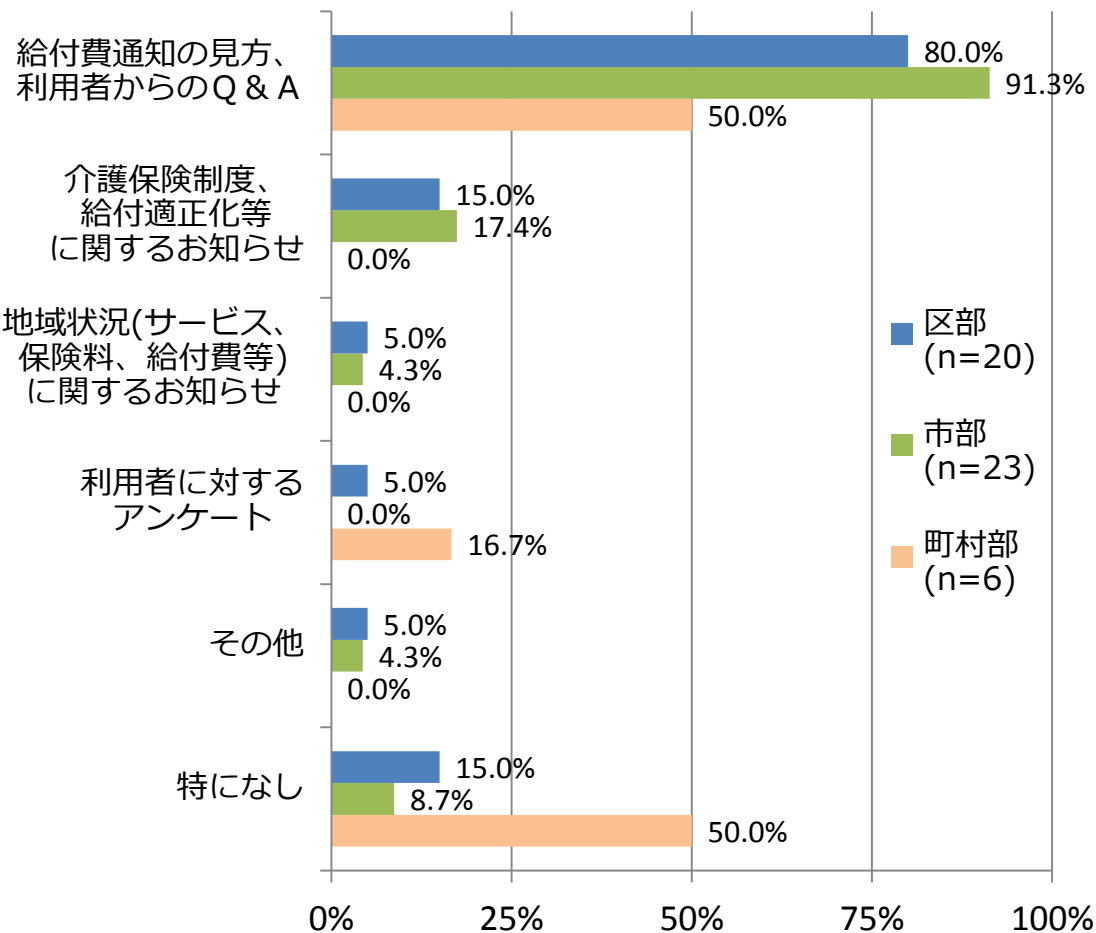
介護給付費通知について

実施内容

事業の実施内容について指標となる項目②

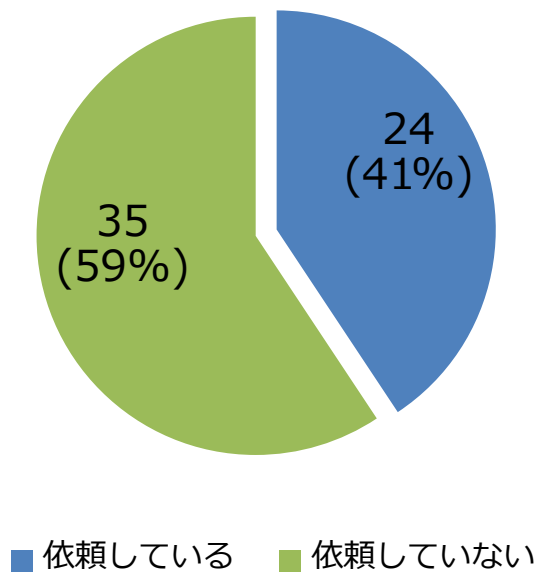
給付費通知の同封物（複数回答可）

※通知書作成を自保険者で実施又は
国保連委託(情報提供まで)の場合



利用者への通知内容の説明について 介護支援専門員への協力依頼

(n=59)



介護給付費通知について

効果

(主なもの)

- 利用者の制度理解の促進につながっている。
- 件数としては少ないが、利用者からの問合せによって事業者の請求誤りを発見・是正することができている。また、一定のけん制効果は期待される。
- 通知内容等の工夫・見直しを図ることで、利用者からの問合せが減少している。

課題

(主なもの)

- a. 通知の見方等をさらにわかりやすく工夫する必要がある。また、通知の趣旨を理解してもらえるよう、周知徹底する必要がある。
- b. 介護給付費通知の効果について検討する必要がある。
- c. 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス分についても通知する必要がある。

効果検証の指標

(主なもの)

- 利用者に対するアンケート調査等により、指標となるものを検討する。
- 利用者が実際に通知を確認しているか等をチェックする機会を設ける。
- 通知を受け取った利用者からの問合せや提供情報を事業者の指導に生かしていく。

対策

(主なもの)

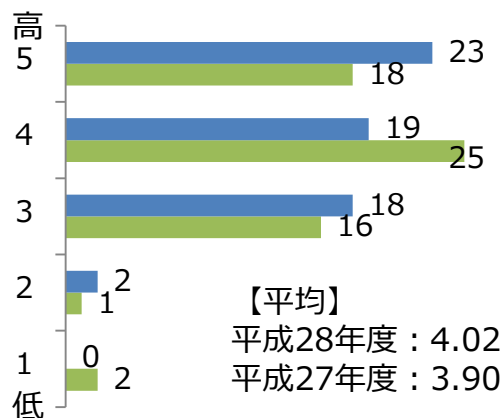
- a. 他の保険者の事例も参考にしつつ、利用者からの問合せを記録し、改善につなげていく。周知にあたっては介護支援専門員や地域包括支援センターの協力を得る。
- b. 全受給者に送付しているため、広報媒体としての活用を検討する。
- c. 国保連合会への委託ではなく自保険者での実施によって対応することを検討する。

介護給付費通知について

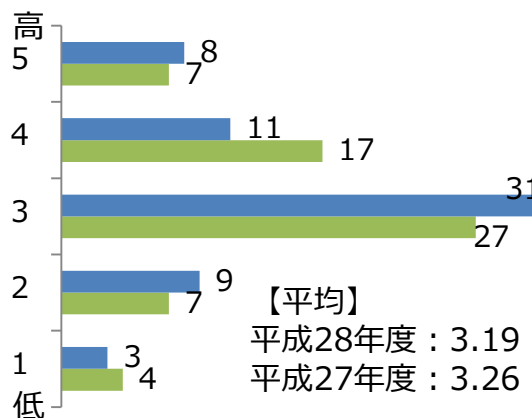
事業趣旨の理解度

■ 平成28年度 ■ 平成27年度

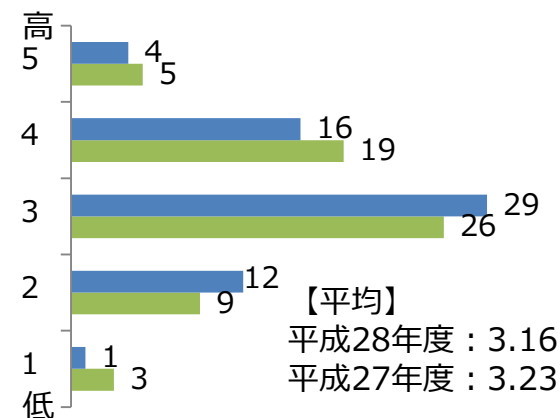
保険者



事業者



利用者



理解度

取組内容

- 担当や係内での勉強会等の実施による情報共有。
- 問合せ記録やQ & Aの作成。

- 通知発送に合わせて居宅介護支援事業所にも案内文等を送付。
- 事業者連絡会や説明会等における周知及び協力依頼。
- 事業者に対するアンケート調査による実態把握。

- 介護給付費通知に関するお知らせ等の同封。
- ホームページへの事業趣旨の掲載。
- 窓口等によるパンフレット等の配布。

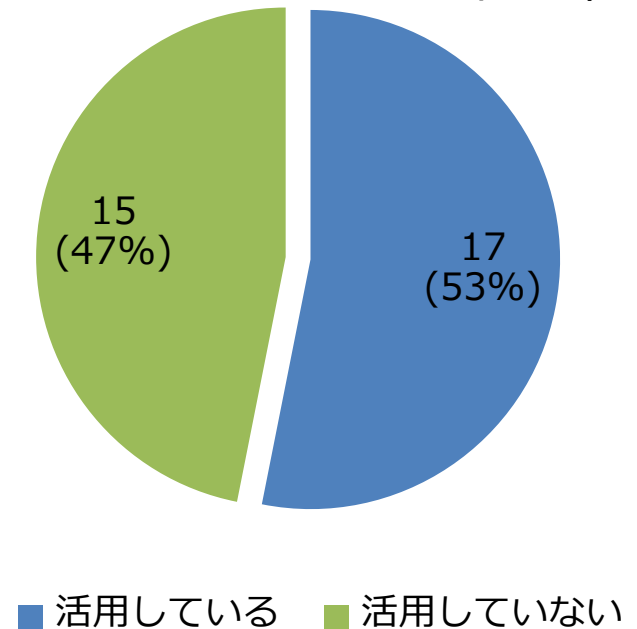
給付実績の活用について

実施状況

- 給付実績の活用の実施率は平成26年度から微増、平成27年度から横ばいとなっている。平成28年度における実施状況は32保険者で実施（実施率51.6%）。
- 国保連合会のマニュアルを活用している保険者は17保険者。

	平成28年度 (実施率)	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	19 (82.6%)	18 (78.3%)	17 (73.9%)	18 (78.3%)	19 (82.6%)
市部 (26)	10 (38.5%)	10 (38.5%)	9 (34.6%)	7 (26.9%)	13 (50.0%)
町村部 (13)	3 (23.1%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)
計 (62)	32 (51.6%)	32 (51.6%)	26 (41.9%)	27 (43.5%)	36 (58.1%)

「国保連合会介護給付適正化システム」のマニュアルの活用状況
(n=32)



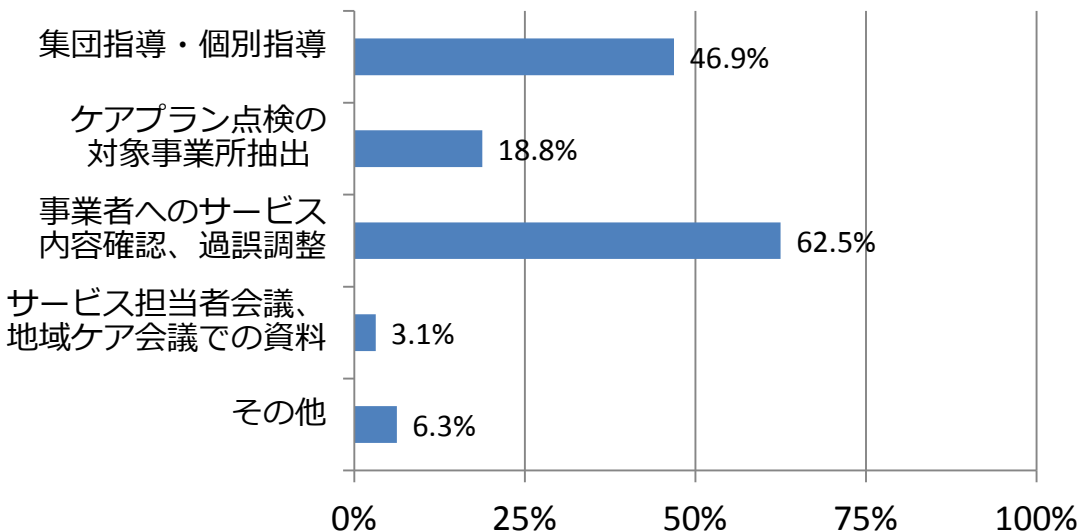
(出典) 平成27年度及び平成26年度の実施状況：介護保険業務技術的助言数値等資料編 I
平成25年度及び平成24年度の実施状況：厚生労働省介護給付適正化実施状況調査

給付実績の活用について

実施内容

事業の実施内容について指標となる項目

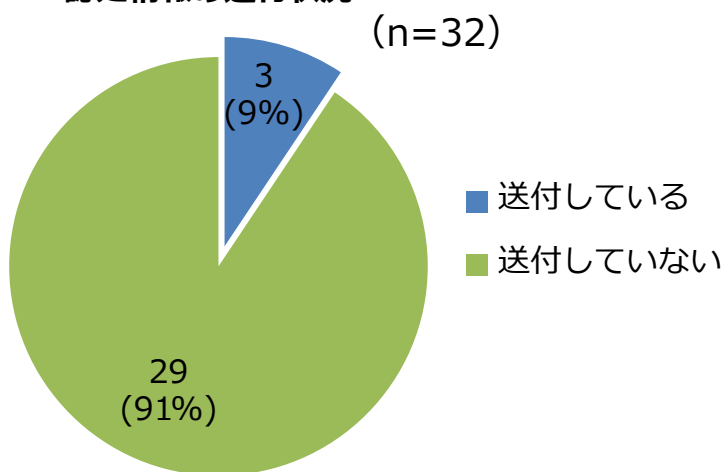
給付実績を活用する取組（複数回答可）（n=32）



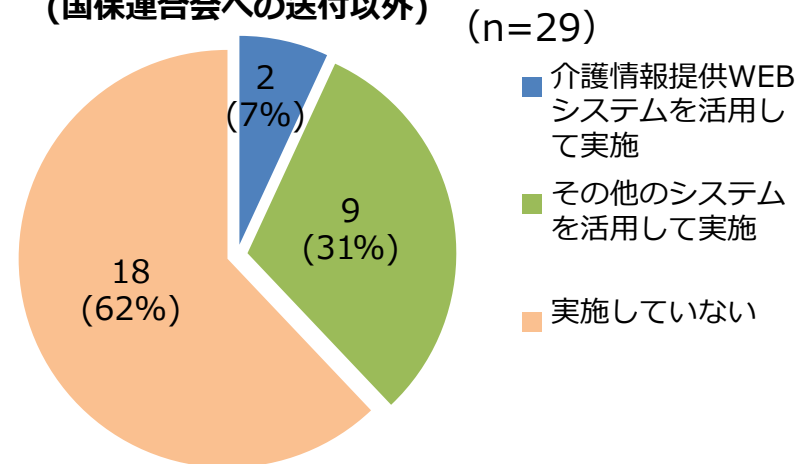
事業者等を抽出する際の観点（集団指導・個別指導／ケアプラン点検）

- ◆ 共通
 - ・ 区分支給限度額に対する割合が高い
 - ・ サービス内容・種類等に偏りがある
- ◆ 集団指導・個別指導
 - ・ 同一法人割合が高い
 - ・ 特定の加算の取得状況を抽出し、取得要件に合致しているかを確認
- ◆ ケアプラン点検
 - ・ 長期間、要介護度の変化がない

① 国保連合会への要介護認定情報の送付状況



② 給付情報と認定情報との突合を行った活用・分析の状況（国保連合会への送付以外）



給付実績の活用について

効果

(主なもの)

◆ 実施保険者

- 不適切な給付の可能性がある内容について、過誤申立や、算定要件等の確認（事業者による自主点検を含む。）による事業者の質の向上につながる。
- 「福祉用具貸与一覧表」の活用により、貸与価格のバラつきを抑え、価格の適正化につながる。
- 実地指導やケアプラン点検の事前準備の際、重点確認事項の整理に活用できる。

◆ 未実施保険者

- 国保連合会の研修や他の保険者の取組を通じて、今後の活用の参考になっている。

課題

(主なもの)

- a. 帳票やシステムに対する理解及び活用方法をさらに検討する必要がある。より効果的な活用に向けた最適な抽出条件等の検討。
- b. 帳票の活用にあつては人員体制の整備。引き継ぎ体制の確保。

対策

(主なもの)

- a. 国保連合会の研修の受講やマニュアルの活用等を通じて知識を定着させる。他の保険者の取組を参考にする。
- b. 毎月の業務として定着化又は制度改正時期等を外した集中処理期間の設定。複数的人员による実施。実施手順の作成や職場内OJTの実施。

給付実績の活用について

事業趣旨の理解度

■ 平成28年度

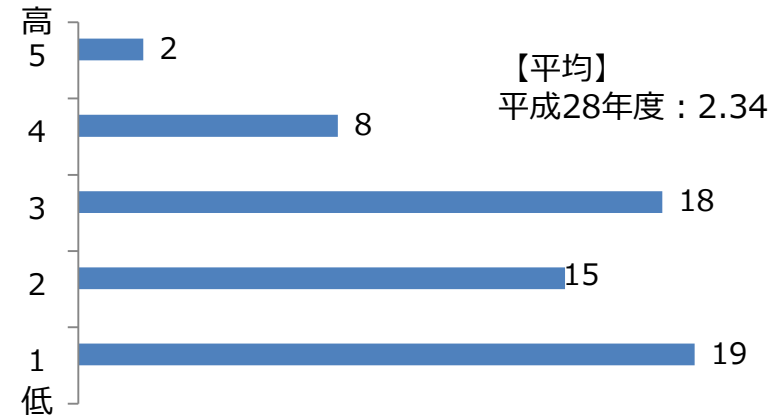
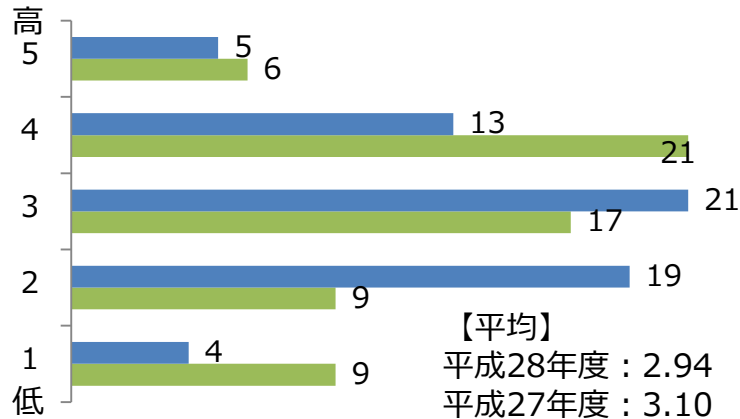
■ 平成27年度

※平成27年度については事業者の理解度に対する設問項目なし

保険者

事業者

理解度



取組内容

- 係内会議等を通じた適宜の情報共有。
- 国保連合会の研修の受講等によるノウハウの蓄積。
- 事業実施計画の作成による方向性の共有。

- 連絡会や集団指導等を通じた周知や趣旨の共有。
- 報酬請求内容の確認等について事業者への協力依頼。